

第2章

対象事業の名称、目的及び内容

第2章 対象事業の名称、目的及び内容

2.1 対象事業の名称

普天間飛行場代替施設建設事業

2.2 対象事業の目的

普天間飛行場の早期移設・返還を実現するための方法について、在日米軍再編に係る日米間の協議過程で検討を行った結果、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会（「日米同盟：未来のための変革と再編」）において、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾を結ぶL字型に設置するとの案が承認されました。

その後、周辺地域上空の飛行ルートを回避してほしいとの地元要望を踏まえ、平成18年4月7日に防衛庁長官と名護市長及び宜野座村長との間で、普天間飛行場代替施設の建設場所について、平成17年10月29日に同委員会において承認された政府案を基本に、1.周辺住民の生活の安全、2.自然環境の保全、3.同事業の実行可能性に留意して建設することとし、V字型の2本の滑走路からなる案で合意しました。平成18年5月1日の同委員会（「再編の実施のための日米ロードマップ」）において、普天間飛行場代替施設を辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、2本の滑走路をV字型に配置することが承認されました。

平成22年5月28日の日米安全保障協議委員会において、普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することが再確認され、代替の施設の位置、配置及び工法などに関する専門家による検討を経て、平成23年6月21日の同委員会（「在日米軍の再編の進展」）において、代替の施設を海面の埋立てを主要な工法として、V字型に配置される2本の滑走路を有するものとすることが決定されました。

本事業は、かかる経緯のもと、辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾に一部埋立てにより普天間飛行場代替施設を整備し、同飛行場の移設・返還を進めることを目的とするものです。

この代替施設は、現在提供されているキャンプ・シュワブの陸上部分を活用し、施設・区域内に建設されるものであり、海上に設置する部分をできる限り少なくしたものです。航空機の騒音について、ヘリが訓練などで日常的に使用する場周経路は、周辺の集落から離れた海上を考えており、また、ヘリの計器飛行又は固定翼小型連絡機の飛行経路は周辺の集落などを極力通過しないよう考えており、周辺に影響を及ぼさないようにすることとしています。

2.3 対象事業の内容

2.3.1 対象事業の種類

飛行場及びその施設の設置

公有水面の埋立て

2.3.2 対象事業実施区域の位置

名護市辺野古沿岸域（図-2.3.1、図-2.3.2参照）



図-2.3.1 飛行場及びその施設の設置の事業実施区域

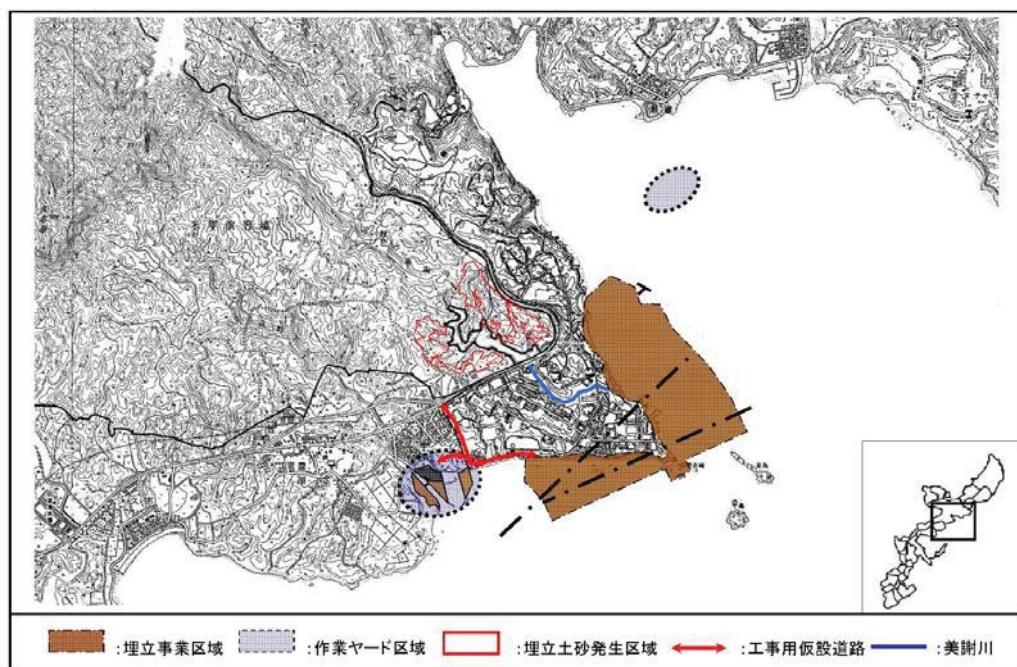


図-2.3.2 公有水面の埋立ての事業実施区域

2.3.3 対象事業の規模

飛行場及びその施設の設置：滑走路の長さ 1,200m(2 本)

公有水面の埋立て：約 160ha(代替施設本体約 150ha、護岸部分約 5ha 及び辺野古地先水面作業ヤード約 5ha)

2.3.4 対象事業に係る飛行場の使用を予定する航空機の種類

普天間飛行場代替施設に配備される航空機の種類は、普天間飛行場に現在配備されている航空機のうち、平成 18 年 5 月 1 日の「米軍の再編のための日米ロードマップ」において岩国飛行場を拠点とすることとされている KC-130 以外のものを想定しており、具体的には、回転翼航空機として CH-53、UH-1 及び AH-1、ティルトローター機として平成 23 年 6 月に米国防省から CH-46 の後継機として沖縄配備が発表された MV-22、短距離で離発着できる固定翼航空機として、C-35 及び C-12 としています。

また、この他に、他の飛行場から飛来する航空機（例えば C-20 等）の使用もあり得るものと考えています。

2.3.5 飛行場の諸元等

(1) 滑走路の配置

代替施設は、名護市長及び宜野座村長からの要請である周辺地域上空の飛行を回避するとの観点から、2 本の滑走路を V 字型に配置しています。

(2) 滑走路の長さ

滑走路長を 1,200m とし、オーバーランを含み護岸を除いた合計の長さを 1,800m としています。

(3) 滑走路の幅

滑走路の幅については、代替施設で配備される CH-53 等の回転翼機や短距離で離発着できる航空機の所要に見合う必要な幅として 30m、路肩幅左右各々 7.5m としています。

(4) 飛行場区域の面積

飛行場施設の位置・形状については、図-2.3.3のとおりです。

飛行場区域の面積については、陸上部・埋立部を併せて概ね 205ha です。

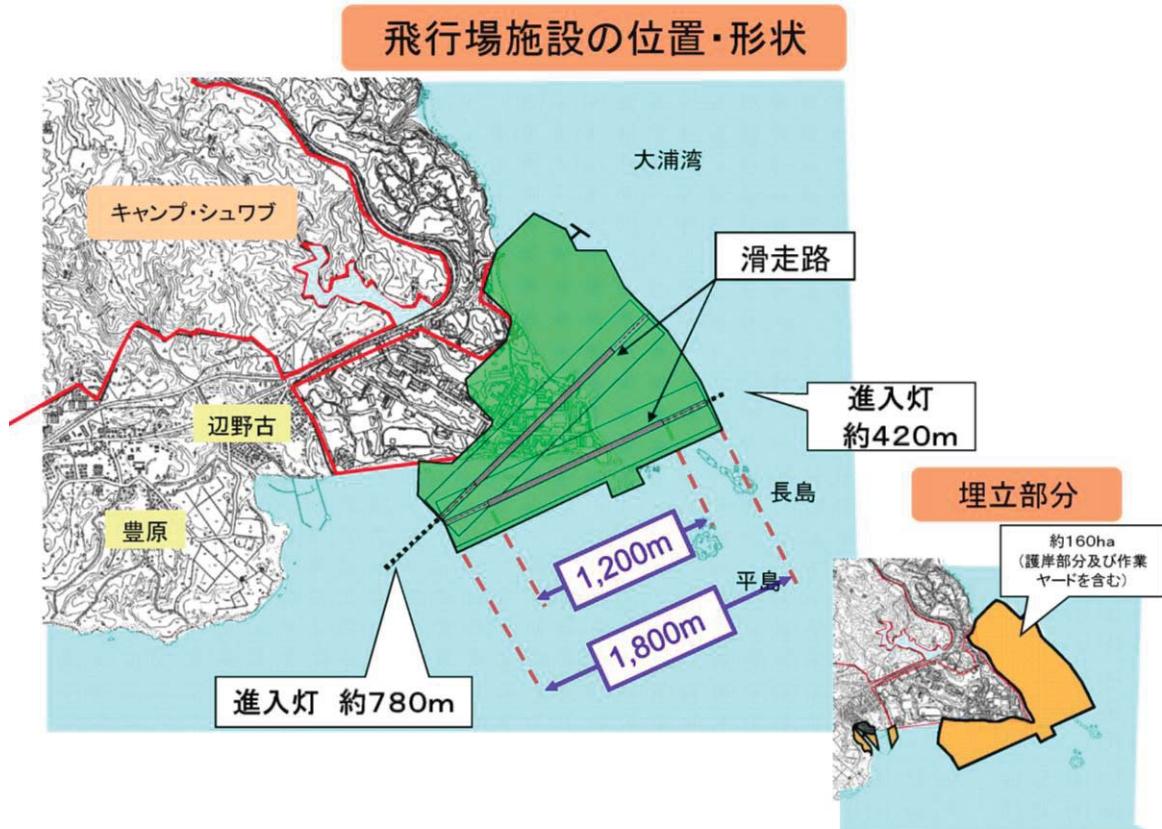


図-2.3.3 飛行場施設の位置・形状

(5) 主な飛行場施設及び配置

飛行場施設の現時点の配置計画については、図-2.3.4に示すとおりです。



図-2.3.4 飛行場施設の配置計画

1) 進入灯

パイロットが着陸進入に際し滑走路の状況を視覚的に把握するための施設として、北側滑走路の南西側に約 780m、南側滑走路の北東側に約 420m の進入灯（灯火間隔約 30m）を設置します。

2) 燃料桟橋及び燃料関連施設

航空機用燃料を運搬する船舶（T－1 タンカー（全長約 109m、図-2.3.5参照）等）が接岸し、燃料の積降しを行うことができる施設として、燃料桟橋を設置するほか、当該燃料を貯蔵するための施設（容量約 30,000KL）、当該燃料を航空機に供給するための給油所を設置します。

T-1



全 長	356.2フィート (約109メートル)
幅	53.1フィート (約16.2メートル)
喫 水	18.9フィート (約5.76メートル)
排水量	7,587トン
速 力	12ノット

Military Sealift Command ウェブサイトより

図-2.3.5 T-1 タンカー諸元

3) 格納庫

航空機及び航空機部品の整備・修理を行うための施設として、格納庫（8棟程度）を設置します。

4) 駐機場

航空機を駐機するためのスペース（航空機が格納庫へアクセスするためのスペースを含む）として、駐機場（約240,000 m²程度）を設置します。

5) 飛行場支援施設

飛行場の運用を支援するための施設として、通信施設、車両整備場、電子・通信機器整備場、倉庫等を設置します。

6) 洗機場

海水による航空機の錆びを防ぐため、洗機場（3カ所で約12,000 m²程度）を設置します。また、発生する排水を処理するための処理施設を設置します。

7) 航空障害灯

航空機の航行の安全を確保するため、航空障害灯の設置を検討しています。

8) 無線施設

航空保安施設及び航空管制施設として、管制塔、送受信施設等を設置します。

なお、普天間飛行場においては、自動管制機能が導入され、安全性が向上したところであり、当該機能が代替施設にも導入されるものと想定されます。

9) 照明（航空灯火）

普天間飛行場には、飛行場灯台、滑走路灯、誘導路灯等が設置されており、これら航空灯火を代替施設に設置します。

10) 弹薬搭載エリア

航空機に弾薬を搭載する（又は航空機から弾薬を降ろす）ための場所として、弾薬搭載エリア（約 16,000 m²程度）を設置します。

11) エンジンテストセル

普天間飛行場と同様に屋内でエンジンテストを実施するため、エンジンテストセル（約 900 m²程度）を設置します。

12) 消火訓練施設

航空機火災に対処する要員を訓練するため、消火訓練施設（1箇所）を設置します。なお、本施設はガスを燃焼させ、この炎を水を用いて消火することにより、消火訓練を行うものであり、消火剤等の薬剤は訓練に使用することはありません。

13) ヘリパッド

回転翼機の垂直離着陸訓練用等として4箇所のヘリパッドを設置します。

14) 汚水処理浄化槽

基地内の汚水を処理するための施設として、汚水処理浄化槽（計画日汚水量約 2,600m³）を設置します。

15) 護岸（係船機能付）

ヘリ等が故障した場合等において船舶（T-AVB4（全長約 184m、図-2.3.6参照）等）を使用した輸送を実施する必要があることから、護岸の一部（約 200m）を船舶が接岸できる構造（係船機能付）として整備しますが、恒常的に兵員や物資

の積み卸しを機能とするようないわゆる軍港を建設することは考えていません。

また、船舶が航行するために必要な水深は現在確保されていることから、新たな航路・泊地の浚渫は行いません。

T-AVB4



全 長	602フィート (約183.5メートル)
幅	90フィート2インチ (約27.5メートル)
喫 水	32フィート10インチ (約10メートル)
排水量	23,800トン
速 力	19ノット

Military Sealift Command ウェブサイトより

図-2.3.6 T-AVB4 諸元

2.3.6 代替施設の運用等

飛行経路は図-2.3.7に示すとおりです。

① 【北東よりの風向きの場合】

- ・ A滑走路が飛行場への到着時の主たる滑走路として使用され、B滑走路が出発のために使用される主たる滑走路となります（図中の赤い矢印）。
- ・ A滑走路は、②に示される条件がない場合には、場周経路上を有視界飛行する場合の主たる滑走路として使用されます（図中の黒い矢印）。

【南西よりの風向きの場合】

- ・ A滑走路が飛行場への出発時の主たる滑走路として使用され、B滑走路が到着のために使用される主たる滑走路となります（図中の赤い矢印）。
- ・ A滑走路は、②に示される条件がない場合には、場周経路上を有視界飛行する場合の主たる滑走路として使用されます（図中の黒い矢印）。

- ② V字型の滑走路は、主たる滑走路を使用することにより離発着時の飛行及び有視界飛行の場周経路が海上を通ることができるよう作られたものです。しかしながら、気象（風向き、視界及び雲の状況）、管制官の指示（間隔及び順序）、安全（緊急時）、パイロットの専門的な判断、運用上の所要等により、航空機は図示された場周経路から外れることがあります。また、状況により主たる滑走路の使用が妨げられる場合（鳥による障害、悪天候、緊急時、その他の滑走路の使用を妨げる物体）、または運用上の所要から必要とされるとき（状況によりやむを得ない場合）には、もう一方の滑走路が使用されます。

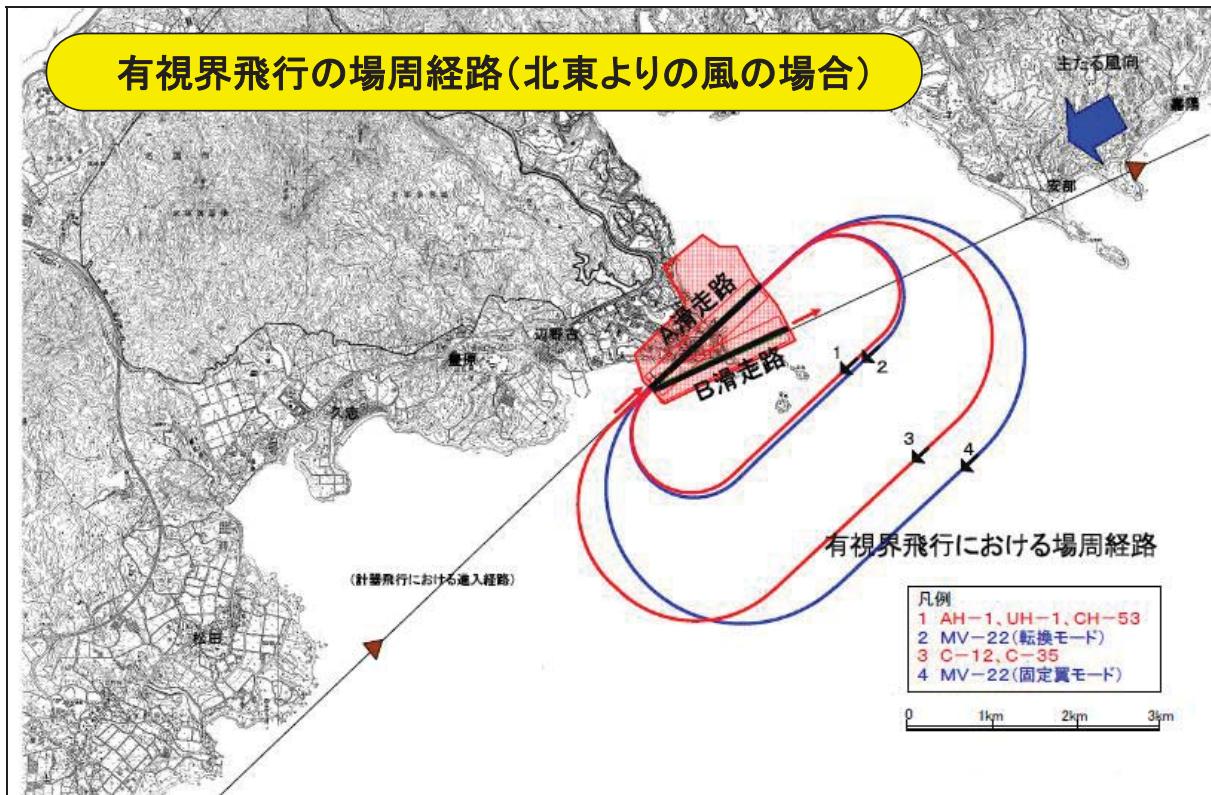


図-2.3.7(1) 飛行経路（北東よりの風の場合）

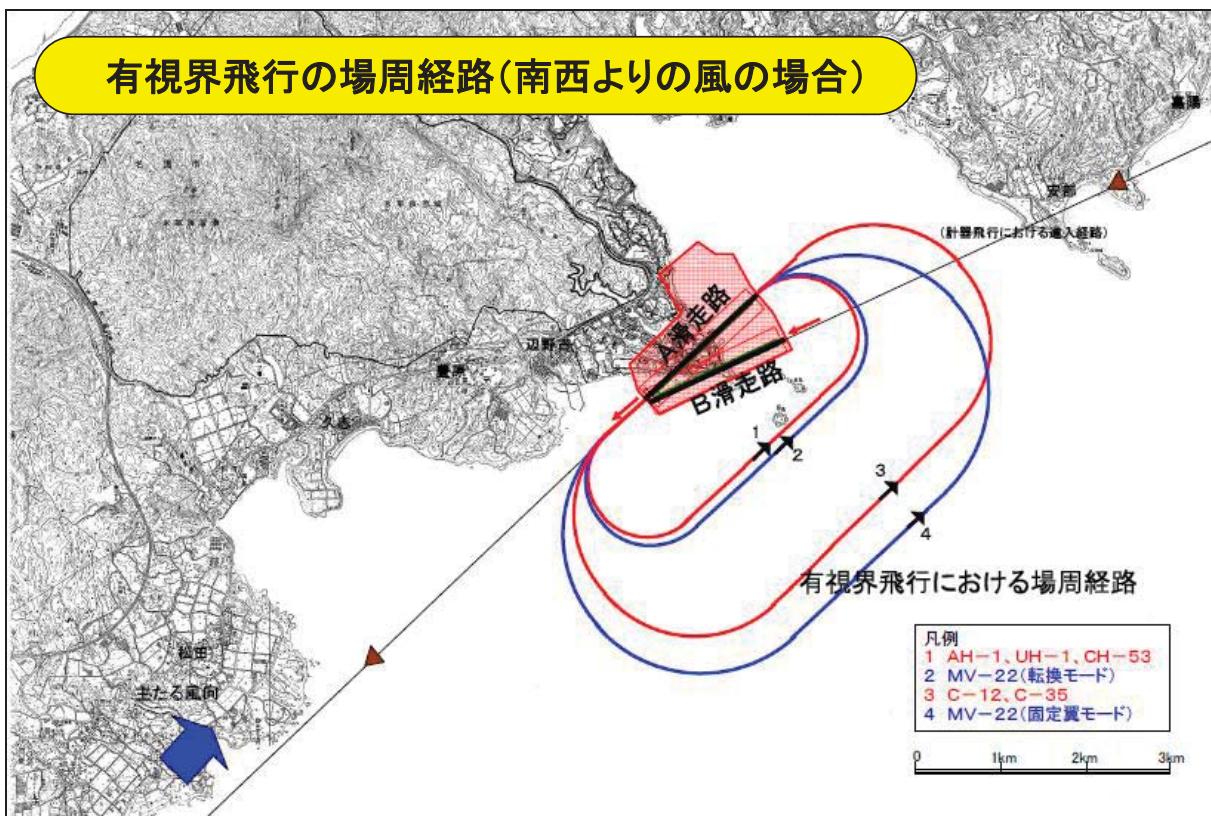


図-2.3.7(2) 飛行経路（南西よりの風の場合）

2.4 工事計画の概要

本事業は、公有水面の埋立てに係る主な工事として、代替施設本体の護岸・浚渫・埋立工事、作業ヤードの工事、海上ヤードの工事、埋立土砂発生区域における土砂の採取、工事用仮設道路及び美謝川の切替え工事があります。また、飛行場及びその施設の設置に係る主な工事として、飛行場の舗装工事、雨水排水工事、建築工事、進入灯の工事及び燃料給油桟橋の工事があります。

海上ヤード及び工事用仮設道路の一部については、代替施設本体の護岸・埋立工事及び飛行場施設の設置工事が終了した後に撤去します。

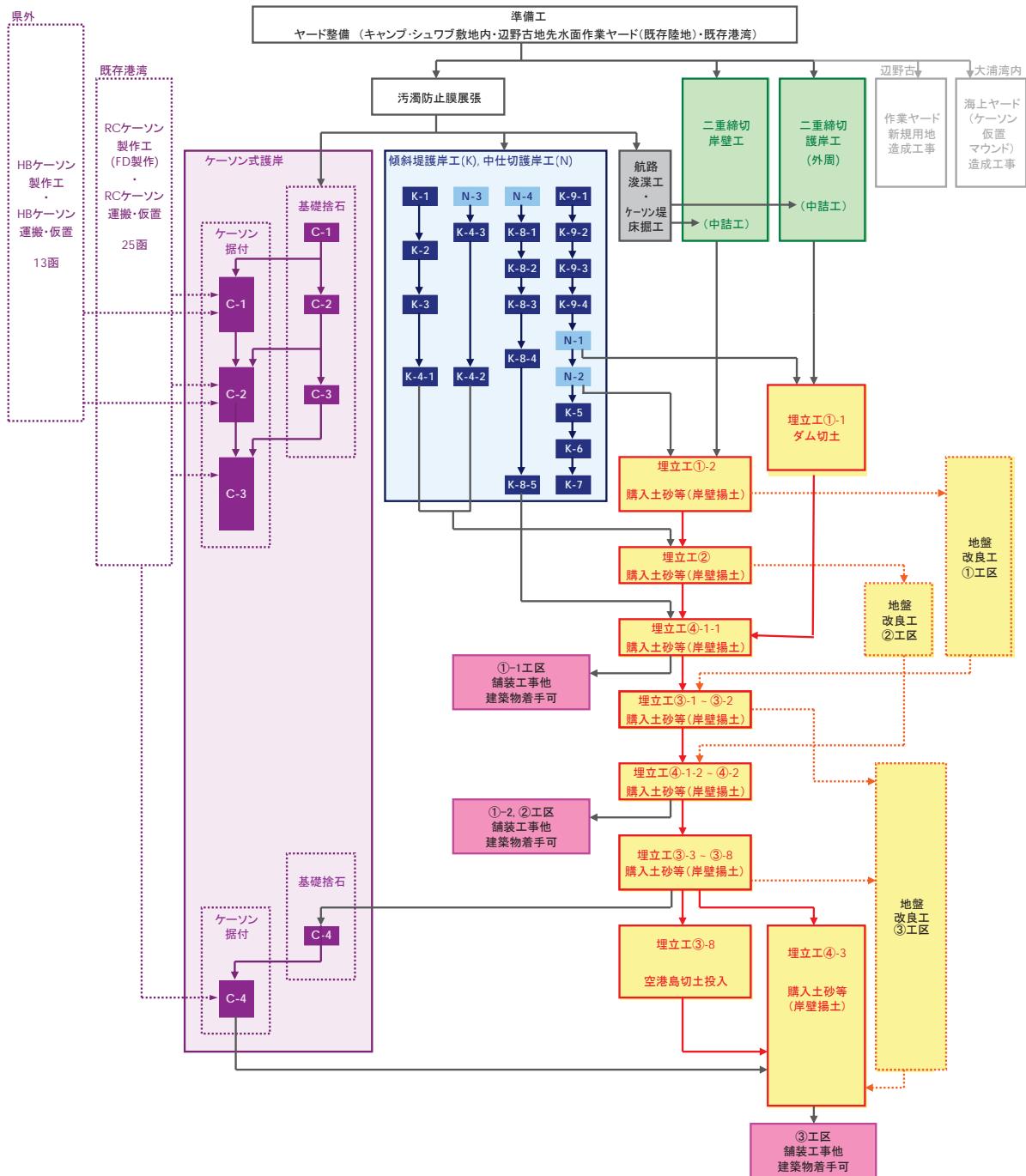
なお、公有水面の埋立てに係る工事において、計画変更により、中仕切護岸（N-5）及び工事用仮設道路（①～③）を追加で設置することとなったため、工程を一部変更しています（表-2.4.1、図-2.4.1～図-2.4.3）。

表-2.4.1(1) 概略工程 (変更前)

区分	工事名	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
公有水面の埋立て	護岸工事					
	代替施設本体					
	浚渫工事	■				
	埋立工事		■			
	作業ヤードの工事	■	■			
	海上ヤードの工事	■	■			■ 撤去
	埋立土砂発生区域における土砂の採取	■	■	■		
	工事用仮設道路	■	■			■ 部分撤去
	美謝川の切替え工事	■	■			
飛行場及びその施設の設置	舗装工事			■	■	
	雨水排水工事			■	■	
	建築工事			■	■	
	進入灯の工事	西側	■	■ 仮設桟橋設置	■ 仮設桟橋撤去	
		東側	■			■
	燃料給油桟橋の工事			■	■	

表-2.4.1(2) 概略工程 (変更後)

区分	工事名	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
公有水面の埋立て	護岸工事					
	代替施設本体					
	浚渫工事	■				
	埋立工事		■			
	作業ヤードの工事	■	■			
	海上ヤードの工事	■	■			■ 撤去
	埋立土砂発生区域における土砂の採取	■	■	■		
	工事用仮設道路	■	■		■	■ 撤去
	美謝川の切替え工事	■	■			
飛行場及びその施設の設置	舗装工事			■	■	
	雨水排水工事			■	■	
	建築工事			■	■	
	進入灯の工事	西側	■	■ 仮設桟橋設置	■ 仮設桟橋撤去	
		東側	■			■
	燃料給油桟橋の工事			■	■	



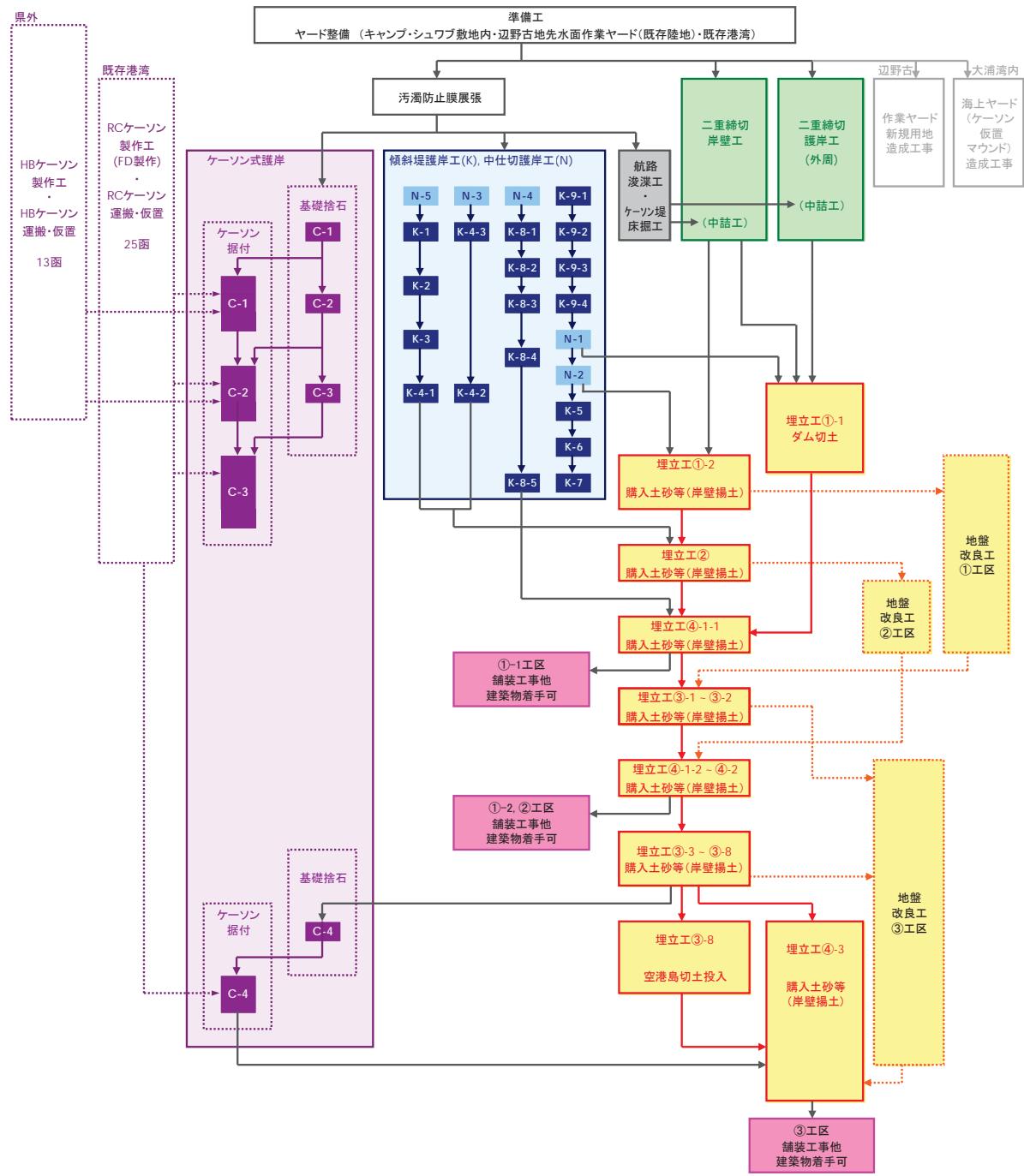


図-2.4.1(2) 海上工事全体フロー (変更後)

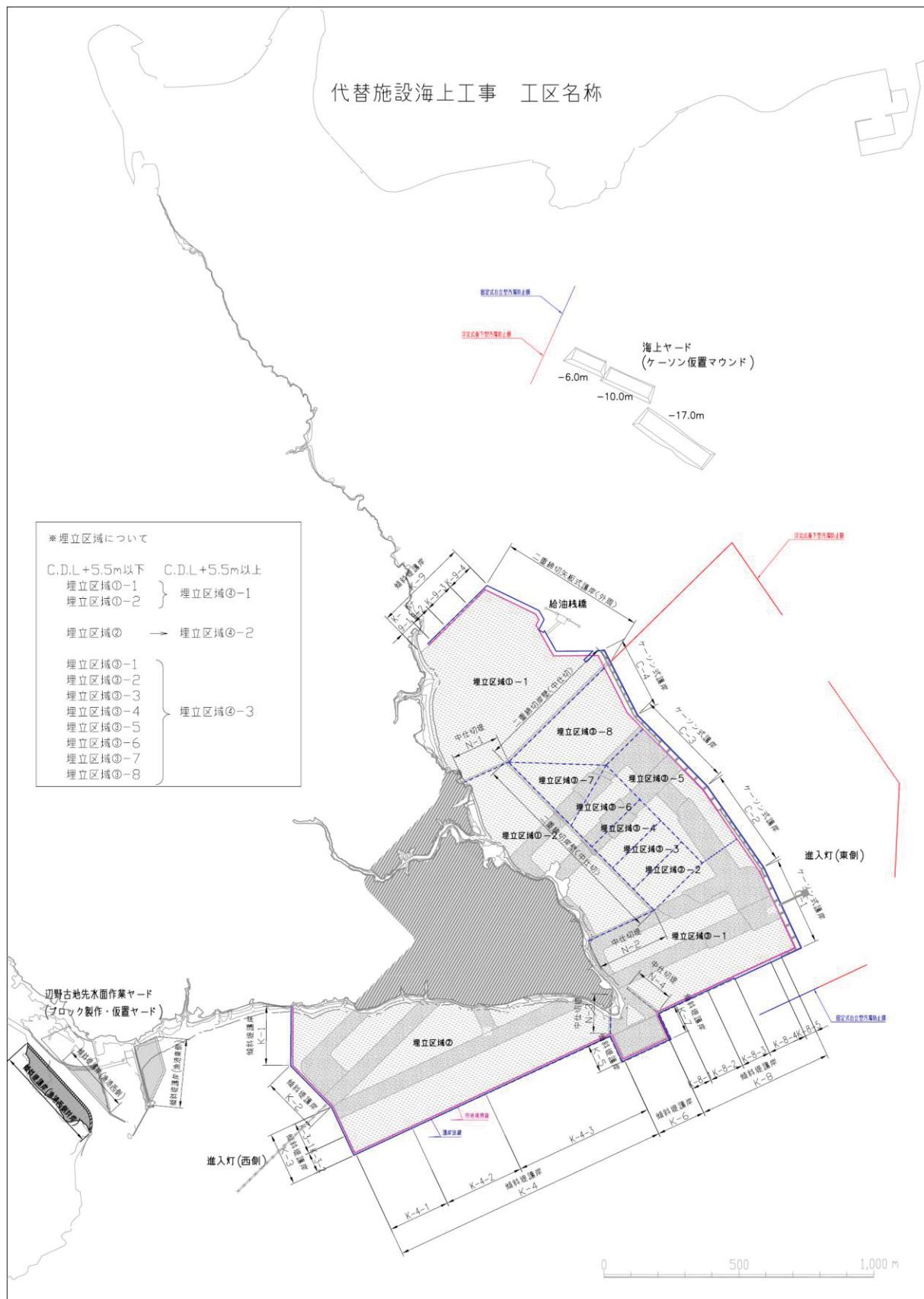


図-2.4.2(1) 海上工事に係る護岸、埋立区域等の位置及び名称（変更前）

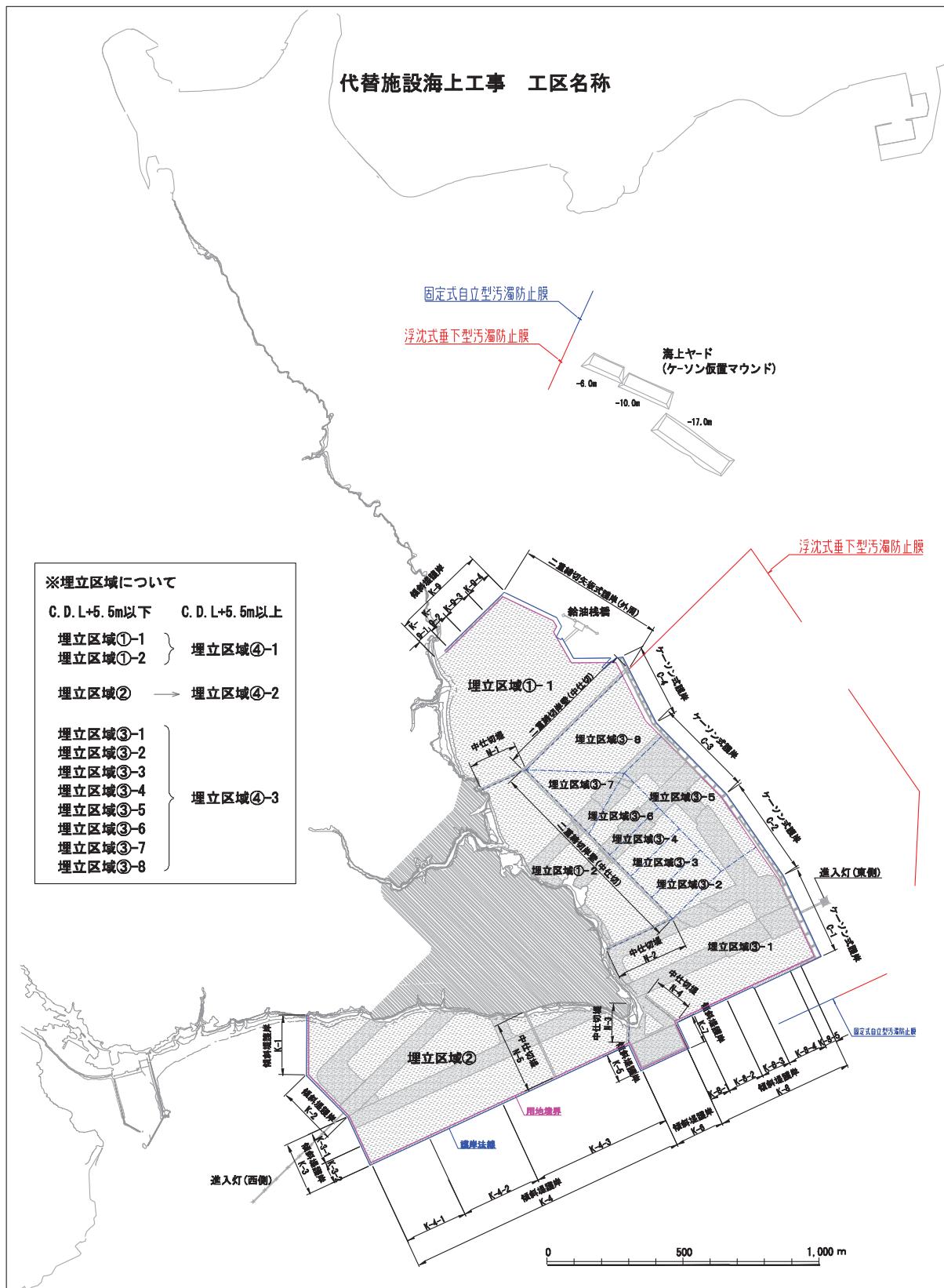


図-2.4.2(2) 海上工事に係る護岸、埋立区域等の位置及び名称（変更後）